

第八回 参議院労働委員会會議録第一号

（二八）

昭和二十五年七月十九日（水曜日）午後一時三十七分開会

委員氏名
理事

原 虎一君
波多野林一君
中村 正雄君
森田 豊壽君
高良 とみ君
田村 文吉君
鈴木 清一君

七月十二日右の者は本委員を辞任した。
昭和二十五年七月十二日議長において左の者を本委員に指名した。

大屋 晋三君
城 義臣君
一松 政二君
宮本 邦彦君
赤松 常子君
中村 正雄君
原 虎一君
山花 秀雄君
田村 文吉君
波多野林一君
早川 慎一君
栗栖 勉夫君
鈴木 強平君
堀木 鍾三君
堀 眞琴君
同日議長において左の者を委員長に指名した。
赤松 常子君

○理事の互選
本日の會議に付した事件

第十五部 労働委員会會議録第一号 昭和二十五年七月十九日【参議院】

○公共企業体労働関係法の改正に関する調査の件
○調査承認要求の件
○失業保険法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○委員長（赤松常子君） それでは只今より委員会を開会いたします。参議院規則第三十條の二によつて理事の互選を行います。委員会の理事の数は三名でございます。互選の方法は如何取計らいましょうか。

○波多野林一君 互選は投票を用いずして、委員長にその指名を一任することをお願いいたします。

○委員長（赤松常子君） 波多野委員の御動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（赤松常子君） 御異議ないと認めます。それでは私から一松政二君、原虎一君、波多野林一君を理事に指名いたします。以上で理事の互選を終ります。

○委員長（赤松常子君） 次に公共企業体労働関係法の改正に関する調査につきましましてお諮りいたします。

本委員会は、すでに第七回国会の会期末より休会中も、議院の議決によつて本調査を継続して行なつて参りました。が、御承知のように本調査は事件の対象が極めて複雑多岐でありまして、公共企業体の職員の労働条件の維持改善と、延いては公共企業体の正常な運営を確保して公共の利益を図るためには、より慎重な且つ綿密な調査を必要とするのでございまして、第八国会の開会に当り、新らしく選任された労働委員の皆さんで、今後も引續いて調査を進めて行きたいと思ひますが、御賛成願いますでしょうか。

○原虎一君 今の問題ですが、それは突然出されても大体私共は分つておりますけれども、堀木さんなんか御存じないと思うのですがね。

○委員長（赤松常子君） そうでございませうね、それで一応御異議ないものと認めます。では第八国会における今日は初めての労働委員会でございます。労働委員の顔振れも半数以上變つておりますので、前の労働委員長の原さんも見えておりますから、今までの調査の経過などについて御説明願へたら、今後の調査を進める上に資するところも少くないと存じますが、如何でございましょうか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員長（赤松常子君） では原委員に調査の今までの経過、並びに今日までのいろいろのな状態を簡単に御説明して頂きます。

○原虎一君 ちよつと速記を止めて貰つて下さい。

○委員長（赤松常子君） それでは速記をちよつと中止して頂きます。

〔速記中止〕
○委員長（赤松常子君） 速記をつけて下さい。

ではこの間に調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
公共企業体労働関係法の改正に関する調査と並行いたしました。経済安定計画の進展に伴う現下の失業問題など一般労働問題に關しまして、当委員会といたしましてはこれらの実相を捉えて、社会不安の一因を除去することは極めて急務と考えられますので、一応参考までに専門員の方から調査を求め、趣旨につきましまして説明して頂き、皆さんの御賛成を頂きたいと存じます。では専門員どうぞお願いいたします。

○専門員（磯部巖君） それでは御説明申し上げます。
経済安定計画の進展に伴う労働問題に關する調査承認要求書
一、事件の名称 経済安定計画の進展に伴う労働問題に關する調査
二、調査の目的 経済安定計画の進展に因る企業の合理化は、多数の解雇者を発生せしめたが、これは新規雇用量の減少と相俟つて種々重要な問題を提起しつつある。本調査の目的は、安定計画の進展に基因する一般労働問題に關し調査研究せんとするものである。
三、利益 失業の実相、失業対策の現況、其の他一般労働事情の実態を把握し、これが対策樹立に資する。

一、方法 各関係者より説明意見を聴取し、資料の提出を求めると共に必要に応じて、工場労働関係諸施設を視察する。
二、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十五年七月十九日
労働委員長 赤松 常子
参議院議長佐藤尚武殿
○委員長（赤松常子君） ではこれに對して何か御意見ございましょうか、如何でございましょうか。

○原虎一君 大体賛成いたします。本委員会に付託になつております第八回臨時国会、本国会で審議しなければならぬ失業保険法の一部を改正する法律案、これなんか關係しまして、實際の失業問題を扱つています現地の職業安定所等を調べる必要があろうと思ひます。そういう点に關連しまして、一応その調査の決議をしておく必要があろうと思ひますので賛成いたします。

○委員長（赤松常子君） 外に御意見ございせんか。
○一松政二君 ちよつと伺ひますが、本国会の会期はもう十日余りしかないわけだが、その間にどこか地方にでも出かけるという場合には、東京都或いは近県だけに止めるというのか、この辺はどういうお考えですか。

○専門員（磯部巖君） 私から申し上げます。差当たり今大分問題になつております失業関係の方ですね、ああいうものを、もつと平たく言えば東京都内の職業安定所その他に参りまして失業の実相をまあ調べて行く。それからまあ労働省の係官その他の人達によつて調査をして貰うとか、まあいろいろ、そういう程度のことを今考えておるわけでありませう。失業保険の日雇労働者に関する

る規定の改正案が今出ております関係上、差当りはそうなっております。

○一松政二君 どこか出かけようというのじゃなくて、国会の中において或いは必要があれば出て行つて、或いは向うから呼んで調査しようというわけですか。

○専門員(磯部巖君) 差当りはまあそのうでございませう。

○一松政二君 調査承認要求書とか何とかいう要求書を出せば、よく我々にはむしろ出張して、どこか近県に出かけて行くようにまあ普通考えられるから、その点をお尋ねしたわけですか。

○専門員(磯部巖君) 差当りはそういうつもりはございませうです。

○一松政二君 そうすると特別に何か費用は要するのですか。

○専門員(磯部巖君) 今のところ費用は考えていないです。

○一松政二君 それじや運営委員会になり要求書を出すというわけじゃないのですか。

○専門員(磯部巖君) 出します。

○事務局員(長崎経男君) 調査承認要求書と申しますのは、ただ委員会が特定の事件を調査するために議長の承認を求めなければいけないということになつておりますので、付託事件以外のもので取扱うことは議長宛に調査承認を要求しまして、それによつて承認された場合に、初めて委員会活動ができるようになつておるのであります。議員派遣とはこれは別個の問題であります。

○一松政二君 今失業保険法の一部改正法律案が出ておるのだから、これに関連する事項を調査するのに別に承認も要らんでしょう。

○事務局員(長崎経男君) 失業保険法の一部改正、こういった法案は議長の付託によつてその委員会が活動できるようにするのであります。法案が正式に付託された以外別個に委員会が単独で調査しようというふうな場合には、必ず議長の承認の下に調査事件として活動できるようにするわけなのであります。別にこういった調査承認をとらないと、法案とか、或る限定された以外は調査できない形になります。以上が大体要求書を提出する趣旨です。

○委員(赤松常子君) では御了解頂きましたか。……では調査承認を求めたい趣旨は只今の説明の通りであります。が、経済安定計画の進展に伴う労働問題に関する調査承認要求書を議長宛に提出することについていたしまして御異議ございませんか。

○委員(赤松常子君) では御異議ないものと認めます。そのように取計らいます。

○委員(赤松常子君) 次は去る七月十七日以内より提出され本委員会に予備審査のため付託になつております失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず提案理由の説明を保利労働大臣にお願いいたします。

○國務大臣(保利茂君) 失業保険法の一部を改正する法律案を審議するに当たりまして、本法律案の提案理由を御説明申し上げます。

失業保険法は、昭和二十二年第一回国会において、経済緊急対策の一環として制定され、次いで昨年五月その一部を改正し、適用範囲の拡張、失業保険金の実質的増加及び日雇失業保険制度

につぎましては、昨年十一月より失業保険料の徴収事務を開始し、保険給付につぎましては本年一月より実施して参つたのであります。その実施の状況を見ますに現下の日雇労働者保険者の保護に必ずしも十分でない点があり、今更これが改善を図りたいと存する次第であります。

これが、本法律案を提出した理由であります。次にその概要を御説明いたします。

先ず第一点は日雇失業保険の受給資格要件を、緩和することであり、これが、これは現行の日雇失業保険の受給資格要件が失業前二日において三十二日以上、失業保険の適用事業主に雇用されたことを必要とするのであります。が、最近の日雇労働者の稼働状況に鑑み、今回これが受給資格要件を緩和し、失業前二日において二十八日以上稼働した場合に失業保険金の支給を受け得る資格を得ることができるよう改めることとしたのであります。

次に改正の第二の主要なる点は、日雇失業保険の待期日数を緩和し、且つ保険給付の状況に依つてこれを合理的に調整するようにしたことであり、これは現在の日雇失業保険において、日雇労働者被保険者が受給資格要件を具備して七日より、失業した日数が通算して七日又は連続して五日の待期日数を経過しない間は失業保険金の支給を受けることができないこととなつておりますが、この待期日については現行法第三十八條の九、第六項の規定により、去る六月一日から通算して六日又は連続して四日に短縮してあるのであります。改正法案において

は、この短縮された待期日数を原則とするに改め、且つ保険給付の状況に即応して、これに一定の余裕があるときは、その日数を一日ずつ引下げ、保険給付が一定限度以上窮乏になつたときは一日ずつ引上げることで、より自動的に規定を設けることとしたのであります。

以上が今回の改正案の主要な点でございます。以上が、尚この外若干の事務的規定の整備を行うこととした次第でございます。

以上本法案の提案理由の概略を御説明いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員(赤松常子君) 何かこれに関して御質疑のございますか、どうぞお述べ頂きます。

○原虎一君 現在失業保険の中の日雇労働者以外の一般の失業保険の被保険者で、今日保険給付を受け付けている人員が、それを御説明願ひたい。これはいわゆる一般失業対策の一環としてこの失業保険の一部改正と我々が見るのではありませんか。ただこの部分だけではどう御説明願わなくても分ると思ひます。他の失業問題の一環として考える場合において先ず保険給付を受けている人員を、できますれば本年の一月頃から毎月の数を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 私からお答え申し上げます。一般の失業保険の受給者の数であります。本年の一月から最近五月までの受給者の数を申し上げますと、一月は三十七万九千人でありまして、多少その後増加はいたしておりますが、五月に至りまして四十一万五千人という数字に相成つております。

○事務局員(長崎経男君) 失業者が、日雇失業保険の給付が始まりましたのは御承知の本年一月からでございます。当初、一月におきまして、日雇失業保険の給付を受けた数は、実人員で約一万五千人程度であつたのであります。が、逐次法の趣旨の徹底に伴ひまして、本年五月に至りまして約四万人の実人員が日雇失業保険の給付を受けている次第でございます。

○原虎一君 そういたしますと、日雇労働者の失業保険給付が大体一月と五月を比較いたしますと大体三倍になつてゐる。それから一般の失業保険即日雇以外の日雇失業保険給付を受けている者が四十一万五千人、五月現在で……この四十一万五千人というのが実際は問題じゃないかと申しますのは、この被保険者が最大六ヶ月間の失業手当を受けまして、その期間に就職は現在の社会経済情勢では殆んど不可能だといふことであります。そこでこれが要するに生活に窮して日雇労働者の方に廻ると見なければならぬ。そうすると、この法律改正は今の保険財政が許す範囲において、もうすぐ、二、三ヶ月の中に保険財政が困難になつて来るか。そこで問題は、これは事実を調査したいと思ひますが、一般の失業保険の被保険者が日雇労働者に廻るという場合に、非常に制限を受けてなかなか廻れないというのが今までの実情だつたと思ひます。いわゆるあふれが、成るべくあふれを少なくするために日雇労働者に登録をしない。することゝ端曲に拒否するという労働行

政が行われているというのを聞いてもいるし、見てもいるわけです。こういう点からして、安定局長は一体今申しました保険経済の許す範囲において改正して差支えないという数字的な根拠をお持ちであればお示し願いたいと思う。それから失業対策としての趨勢は必ず四十一万五千人の被保険者が少くとも日雇労働者に二、三ヶ月のうちにどん／＼廻つて来る。そうしなければ又日雇労働者の失業保険が必要になつて来る。そういう保険経済との関連を数字的に御説明願えたらいいと思います。

○政府委員(齋藤邦吉君) 一般の失業

保険の受給者の四十一万五千という五月の總計でございますが、この一般の失業保険の受給者が日雇労働者の方にどの程度落ちて行くかという点を先ずお答えいたしたいと思ひますが、大体の傾向としては、一般工場労働者で一般失業保険を受けておる者が、現実に日雇労働者に落ちて行くという率は極めて少ない数字を大体示しております。一割にも達しないといつたような状況でございます。勿論それは日雇労働者に落ちます者は最後の場合でありますので、或いはそういうことにならうかと思ひますが、一割程度のものであるのであります。従いまして私共といたしまして最も失業問題として深刻に考えますのはその日その日の賃金で生活して行く日雇労働者というものを考えなければならぬという観点に立ちまして、日雇失業保険の制度の運用と相待ちまして、当然失業対策事業という問題を常に考へておる次第でございます。即ち日雇失業保険制度のつによつて問題を解決する

というのではなくして、これと相待ちまして失業対策事業の予算を機動的に使つて行くということによつてこの問題を解決する、こういうふうな考え方をとつて行なつておるのであります。先程お言葉の中に一般の者が日雇の登録申請をするときにはなか／＼受付けないではないかというふうなこともございました。成程東京都にありましては御承知のように多少そういう例もあつたのであります。そういうことは職業安定法の方から申しまして好ましいことではございません。目下徐々に改善をいたしておるような次第でございます。

次に保険経済の問題でございますが、日雇失業保険の経済状況を申し上げますと、御承知のように日雇失業保険の保険料徴収は昨年の十一月から開始いたしました。本年五月末までに保険料収入が、二億二千八百五十五万円という金額になつております。これに對しまして本年一月から始まりました保険給付の問題であります。これは一月から五月末までに一億三千六百二十万円というに相成つております。現在、保険料収入が大体におきまして現在のところでは一億近く残つておる、こういうことになつておるのであります。そこで今回の改正法律案は保険料収入と保険給付、この收支の均衡を図つて行き、保険料で徴収いたしましたものはできるだけ速かに保険給付で労働者に還元して行く。こういうやり方、それから收支をできるだけ速かに而も常時均衡をとつて行く、こういう原則で行く。最大限のものといたしまして一応資格要件を三十二日から二

十八日まで下げ得るということになりましたので、さうなことを考えた次第でございます。待期の問題につきましても、当然この保険料収入と給付というものの收支の均衡状況を常に勘案してこの待期の日数を調節して行く、こういう考え方でございます。大体保険経済の状況は以上お答え申し上げます。また通りでございます。

○原虎一君 只今の御説明によつて必要なことは、日雇労働者の失業保険の実施後における保険経済の数字的基礎というものがお示しを願ひたいのです。御説明に基く資料、それからこの法の改正に基いてどのくらいの支給額が殖えて来るかという点、現行法で一億四千万余つたわけですね。余つたと云うことは適當でない表現かも知れませんが、せうけれども、まあ余裕を生じているわけですね。そうしますればこの改正によつてこれがどういふふうになつて来るか、それから当局は被保険者というものはどのくらいの率で毎月殖えて行くものと算定されておりますか。その点を数字でお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 改正法案が成立いたしました場合の後の保険経済、失業保険の運営の状況の推定のこととでございますが、大体におきまして現在の資格要件、即ち失業前二月におきまして三十二日の稼働というものを二十八日というものに短縮いたしました場合に、失業保険の被保険者の数の中で現在の資格要件の下におきましては、現在の稼働日数、就労状況から申しまして六〇%の人しか資格がつかない状況であるのであります。それを失業前二ヶ月間の二十八日という資格要件

件にいたしますと、大体におきまして安定所を常時利用いたしております被保険者の總数の約七〇%以上の者が資格がついて来る、大体こういう状況になるわけでございます。それから待期の問題でございますが、待期は現在の三十八條の九第六項の規定によりまして、本年六月から通算して六日、継続して四日ということに改められておるのであります。若しこの法律案が成立いたしましたら運営いたされまるといたしますれば、現在の保険経済の推移から申しまして、即ち保険料徴収の予想と保険金給付の予想からいたしまして、この改正案の規定、第三十八條の九第六項の規定によりまして、もう一日短縮してできるだけ速かに日雇労働者に保険給付を速かに支給できるようにするものと考へておる次第であります。即ち、資格要件の緩和によつて資格のつきまざる者が被保険者總数の約六〇%足らずのものでありましたものが、七〇%以上資格がつくということになる。更に又待期の点は現下の保険経済の推移からいたしますれば、更に待期を一日程度短縮することができるとは思ひます。かように考へておる次第でございます。尚被保険者の数はどのくらいかというお尋ねでございますが、失業保険経済におきましては被保険者の数を大体七十万と押さえておるのでございます。その根拠に立つて一応の保険経済の仕組を構成いたしております。而して現在安定所の窓口に現われておりますところの日雇登録労働者は約四十万でありまして、私共現在のところでは七十万の被保険者というものを中心といたしまして保険経済を考へて行くことは適當

ではないだらうかと、目下のところではさうに考へておる次第でございます。○原虎一君 今御説明して頂いたのですが、私お願いしたのは、今申しましたような点を数字的な表がありますれば、それを御提出願ひたい。○政府委員(齋藤邦吉君) 書類で……。○原虎一君 書類でございませう。今御説明によると七十万人くらいの日雇労働者が被保険者になる推定の下にこの法を改正して行つて、保険経済の上から差支えないという、そういう数字の根拠をお示し願ひたいというのです、お分りになりましたか。○政府委員(齋藤邦吉君) 数字につきましては後刻書類で提出いたしたいと思ひます。○原虎一君 外に御質問があらうと思ひますけれども、その質疑が済みました後で二、三労働大臣に質問いたしたい点がありましてから残り願ひたいことにして頂きたいと思ひます。その法案の質疑が済んだ後で……。○委員(赤松常子君) この法案に關して他に御質疑はございませうですか。○堀本鐵三君 大臣にお聞きしたいのでございますが、大体まあこの間からのお話だと、今後ともいゆる今の内閣の言う安定経済というものに從つて相当失業者が、殊に日雇の失業者が相当殖えて参る、日雇労働者が失業する状況は非常に殖えて参る、こういうふうなお見込でないかと思うのでございませうが、どうお考えになつておられますか。○國務大臣(保利茂君) 物の見方になつて参ると存じますけれども、私率直

に申し上げます、相当今日日本のこの経済情勢、社会情勢から申しまして出るべきものは相当出て来ておる。従つてこの上更に急激に増大するというふうに見られるかどうか、私は少し疑問に思つております。正直のところ前途の見通しにつきましては今予測はちよつといふしかねると存じます。

○堀木三君 いつもそれで……。ついでに大臣にも一つお聞きいたしますが、そういう見方ですともいふ問題になつて参りますのは潜在失業者が顕在するかどうかというふうな問題なんですか、その潜在失業者がそれじや大臣としては最近の情勢ではどの程度に増えつつあるとお考えになつておられますか、或いは少くなくつとあるとお考えになつておられますか、その点お聞きして置きたいと思つてございますが……。

○國務大臣(保田茂吉) 失業者の統出として参ります趨勢を抑える一つの目安として企業整備の状況を見ますに、今日も尚依然として企業整備が行われつつある数字は示しておりますけれども、昨年の七月を頂点として漸次減少して参つておりますので、この面から見まして更に多くの失業者が繰出して来るというよりは私は考えられないのじやないかと思ひます。然らばその潜在失業者の状況は一体どうであらうかという点になりますと、これはどうも潜在失業者と称せられる方々の取り方如何にもよりますわけで、私は衆議院の本案で申し上げましたように、潜在失業者の数を捕捉してこれ／＼と申上げる資料が只今の政府にはございません。

○堀木三君 今安定本部の方が来ておられるのですか。
○委員(赤松常子君) 来ていらつしやらないようでございます。
○堀木三君 今の事務当局のお話だと、この計算の基礎は大体被保険者七十万人が基準になつておるわけですか。
○政府委員(齋藤邦吉君) さうでございます。
○堀木三君 現在の登録者は大体四十万人といふ、ちよつとおかしいのですが、この七十万人……。登録失業者が四十万人であるに拘わらず大体被保険者を七十万人くらいにお見込になつた基礎はどういうところにあるのでございませうか。
○政府委員(齋藤邦吉君) 登録労働者四十万人と申しましたが、これは安定所の窓口に登録した者でございます。御承知のように日雇失業者の適用事業に勤めるところの者がすべて適用を受けるのであります。安定所を利用しておらない者、そういう者も当然日雇失業者の適用を受けるのであります。その関係におきまして現在安定所に登録しておる者は四十万人であるが、安定所を利用しないで働いておる者もありますので、一応七十万と、こういうふうな考へておる次第であります。

○堀木三君 重ねてお尋ねいたしますが、今後何と申しますか段々登録するようになつて参る傾向が多いのでしようから、登録労働者も多くなつて参りますようが、今後私共の考へ方としては今おつしやいましたように、登録労働者以外に段々この日雇失業者の適用を受ける者が多くなるのじやないかという考へ方に立つて、この保険制度を見なくちやならんと思つておりますが、過去の統計からはどうなつておりましたか。
○政府委員(齋藤邦吉君) 日雇失業者の保険料徴収の面から見て参りますと、被保険者の数はそう急激に増えていないような状態でございます。大体におきまして、今の情勢では七十万程度以上にはならないと私は考へております。それから安定所の方の登録労働者と申しますのは、勿論これは日雇失業者にも関係あることでありまして、安定所に登録して御承知の一般の公共事業に勤められて呉れとか、或いは失業対策事業に勤められて呉れといふうなもの、いわゆる登録労働者といふものになつておるのでございます。そしてこの登録労働者の数は、成る程昨年以来徐々に増え参つておりますが、将来の趨勢につきましては先程大臣からお答えがございましたように、或いは増えるかも知れんという気はしますけれども、そう急激に増えるとも言えないのじやないか、こういうふうな事務的にも私共考へておる次第であります。

○堀木三君 もう一つ承ねます。受給者が一月に一万五千人で五月に四万人になつておりますが、これは原委員から御要求になりました資料が出て参りましたら、又検討して御質問いたしたいと思ひますが、これは受給者が急激に増えたのは、失業保険制度に慣れたためにこれだけ急激に増えて参つた。実質的に受給を受ける人間が増えた参つただけでなしに、参つたことは別にいたしまして、この失業保険制度を利用することに慣れて、その権利に頼る人が多くなつた、こういうことだと思つていいのですか。
○政府委員(齋藤邦吉君) 失業保険金の給付が一日以降延滞して参りましたのは、只今御意見があらましたように失業保険制度が徹底して来たといふことが一つの理由であることは確かだと思つておりますが、その他に一般の日雇労働者の就業状況によつて資格のついて来る者が多くなつて来ているということが一つの面だと思つております。即ち本年一月二月非常に少なかったといふのは、当然昨年十一月十二月の就業状況が悪かつたために資格が付かない、それが御承知の本年一月以降失業対策事業を大幅に拡張いたしました。或いは第一四半期におきまして公共事業費の予備費が通つたりしたといふようなことから、日雇労働者の就業状況がよくなつて来て、それによつて給付が延滞して来たといふこと、理由に於いては思つております。併しなればと申す、これは細川君の質問です。これに對して労働大臣は、職員が負傷した事実はあるが、職を求めに來た労働者は又四月以降の状況といたしまして又悪化して來ているといふこと、この資格要件を更に緩和して行かないと、資格の付く者の数が非常に少なくなるのではないかと、いふところから今回の改正法律案になつたのでございます。

○委員(赤松常子君) 外にこの法案に對して御質問ございませんでしようから、別に御質問もないようでございます。○原虎一君 この法案にあるのです。労働大臣に對しての今日の質問は……。
○委員(赤松常子君) 本日はこの程度で終りまして、次回にお譲りしたいと思ひます。
○堀木三君 今原委員の御要求になりました資料はいつまでに頂戴できませうか。
○政府委員(齋藤邦吉君) 一兩日中に、できるだけ早く提出します。
○委員(赤松常子君) では一兩日中にお出し願ふことにいたします。本法案については、本日はこの程度にいたします。
○委員(赤松常子君) 本日の委員会には保田労働大臣初め、各局長の方々が揃ひてございませうから、いろいろ皆さんから御質問を願ひたいと思ひます。
○原虎一君 私は今日二つ労働大臣にお伺ひしたいと思つております。具体的問題ですが、先般の本案議におきまして、確かに共産党の細川君が質問したと思ひますが、某安定所におきまして職を求めて來た婦人を職員が負傷せしめたといふ、これは細川君の質問です。これに對して労働大臣は、職員が負傷した事実はあるが、職を求めに來た労働者に負傷せしめた覚えはないといふ御答弁であつたと記憶いたします。それで、さういふことがいつどこかの安定所であつた人間に行われましたか、その事実を御説明願ひたいと思ひます。
〔政府委員齋藤邦吉君発言の許可を求む〕
○原虎一君 いや私は大臣にお聞きしてゐるんです。
○國務大臣(保田茂吉) 事例は五反田の職業安定所のできごとであつたようでございます。こちらの方に報告して参つておられますところによりまして、詳しく申し上げますと、六月二十六日の

午前七時、労働者約一千六百名が集合したが、組合幹部はアジ・ピラ、マイクによるアジ演説等により労働者を煽動し、青年行動隊を出して、紹介を受けようとする者を威圧したので、安定所側の再三の指示にも拘わらず、紹介を受け現場に行つた者は百三十六名で、他の千四百名程は道路上に坐り込んだ。そこで午前八時頃紹介中止を掲示した。ところが組合代表は輪番紹介反対、完全就労を要求して所長に交渉しました。けれども所長はこれを拒否した。組合側は以後執拗に交渉を続けましたが、十二時になりましたと、約百名の人々が安定所内に乱入して退去命令にも応じないので、警官一個中隊程が出動して所外に押出した。所外に押出された労働者は警官隊と対峙したまま道路上に坐り込んだ。午後二時頃再び組合側は代表を出して同様の要求をして交渉を繰返しましたが、解決しないまま四時三十分頃となつて、安定所の労働課長から交渉の打ち切を申渡した。労働者代表は退去命令に逆せず、却つて青年行動隊を先頭に所内に侵入し、事態が非常に悪化して参りました。午後五時十分頃警官隊四個中隊が出動して労働者を所外に押出した。この間におけるできごとでございまして、今私は具体的に名前は報告を受けておりませんが、この数次に亘る……六月二十六日の午前から夕方に至る数次の採合のうちに安定所の職員が殴打暴行を受けた。而も御指摘の細川議員が言われまして御婦人の方が安定所員によつて傷害を受けたという事は、採合されるうちにその群衆の中に混じられてそういう怪我をされたか、そういう事態が起きたことであらうと、こういうことを申した次第でございまして。

○原虎一君 本会議の御答弁と今日の幾らか違つております。私はそれを敢て問題にしようという考えはないのです。あのときの答弁は明らかに、私が記憶しておるところによりますと、職員は負傷したけれども求職者に負傷させた覚えはないということを確かに言明されております。

○國務大臣(保利茂君) その通りです。

○原虎一君 今日、そういう押し合ひへし合ひがあつた間に或いは求職者に負傷があつたかも知れないという御答弁に變つておりますが、これはいづれにいたしましても、根本の問題はその押し合ひへし合ひによるものではないかと思ひます。私はなぜお聞きしておるかと思ひます。こういう事柄について、こういう事態に際して保利労働大臣は如何にして対処して行かれるとお考えであるか、この問題をお聞きしておるわけでありまして。

○國務大臣(保利茂君) 私は就任いたしました一番頭にびんと参りましたのは、正直に申しまして、職安闘争を通じて見られます日雇労働者の処置を国としてどう扱つて行くかということに最も頭を悩ましておりました。これは相当日本の経済上、社会上の大きな欠陥がこの面に強く露呈されて来ておる。そこで政府と申しますか、国民の力の及ぶ限りこれらの方々に救済措置をとらなければならぬ。これは私は國としても又国民としてもこれらの方々に對する責任上やらなければならぬと思ひます。併しながらそのために私は全國の日雇労働者、特に職業安定所に参られ

る日雇労働者の就労日数を如何に改善して行くか、どうしても失業保険に於いてカバーし得る限度までこの就労状況を改善して行かなければならぬ責任があらう。ただこの最も社会の弱點と申しますか、ここに一部真に失業に苦しんでおられる方々に職を與へ、生活の資を與へるといふ、純粹の失業者を救済するといふ意図から脱しまして、これらの方々……、集團を利用して他の政治的意図を達しようとする方々が、少数ではありますけれども……、相当各安定所の秩序が乱れておるの、私はそこにも一つの原因がある。これに對しましては、私はやは生活に窮乏せられておる多数の日雇労働者のためにも、この秩序回復にはわれながら協力して、そういうことが行われないように政府として或る程度の措置をしなければならぬ。これは即ち私は公共の福祉を守つて行くゆゑに思ひます。従つて先ず政府としては、できるだけの処置はしなければならぬ。国民の負担の限度までとにかく十分の責任を果しつつ、而も就労秩序を他の意図を以て乱すような者に対しては、適当にこれは処置するの多数の日雇労働者の利益を守るゆゑである、かように考えております。

○原虎一君 失業問題につきましても、向次の機会もあらうと思ひますので、本日は時間の關係がありまして、次の問題をお伺ひしてみたいと思ひます。と申しますのは、先般本参議院の運営委員会におきましても、委員長懇談会を開かれまして、本臨時國會中に政府側から提出されておる法律案というものを一応官房長官から示されたその中に労働委員会關係といたしまして、本日議題になつておりました失業保険法の一部を改正する法律案、いま一つは國等を相手方とする契約における條項のうち労働條件に係るものを定めることを目的とする法律案という非常にややこしい法律案がありまして、これは本國會中にお出しになり得るかどうか。それからお出しになるとすればその内容について一応御説明をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(保利茂君) 只今御指摘の法律案につきましては、こちらにお出しするということになつておつたのであります。

○原虎一君 大体出す予定であると言われておつたと思ひます。又政府としても、官房長官としても出したいのであると言われておりました。

○國務大臣(保利茂君) お話の通り労働省といたしましては、できるだけ今國會に提出したいという考えを以ちまして、内閣を始め関係当局と事務的の折衝を續けておりますが、間に合ひましたならば提出したいと存じますが、まだ事務的な折衝が完了いたしませんので提出いたしますと提出いたさないとも今日のところ言明いたしかねます。間に合ひましたら提出いたしたいという考えであります。

○原虎一君 そういたしますと御意思の通り準備されて關係方面と折衝されておることと思ひますが、大体政府を相手とする公共事業、或いは進駐軍労働、こういう關係の一般職種別賃金というやうなものを現状を変更しないというお考えであるかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(保利茂君) その法律案を提出いたしました場合におきましても、職種別賃金を変更する必要はないように考えております。

○原虎一君 そういたしますと、結局關係方面との折衝の結果が分るの、今その折衝の過程でありますから、凡そいつ頃までには折衝が終るかという問題は見通しはついていないのですか。

○國務大臣(保利茂君) 怠慢と思ひますが、実は事務当局の方に當らせておりました、まだ最近の状況は伺つておりません。

○原虎一君 大臣の關係事項としてはまあ御尤もだと思ひますが、事務当局の方から一応御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(官房總一君) これは基準局長が主管でございしますが、私共事務的に何しておるところによりますと、今尙關係方面との折衝も、終る予定目というものを言明することは非常にむづかしいというふうに承知しております。

○原虎一君 それではその問題は又次の機会にいたしまして、今日はこの程度にいたしますが、先般失業問題に關連いたしましていわゆる五反田の安定所に起きた問題を打ち切りましたけれども、今又一つ大臣のお考えを伺ひ、尙將來の御方針を伺ひたいと思ひますのは、日雇労働者の失業対策ということ、重要だといふお考えはよく分りました。吉田内閣のいわゆる労働政策といふものは、失礼でありますけれども私に言わせれば、過去三年間経験しましたけれども、抑えて行く、彈圧するといふことが主で、言葉の上に

助成率達を願うのだということは、総理も数回本会議等で言っておりますけれども、なされることはやはり彈圧して行けばいいのだ、こういうこと以外にない。例えばベースの改訂にいたしまして、これは大きな労働問題であります。本日の本会議の質問におきまして、ベースを改訂しない、而も参議院選挙の投票日前にはベースの改訂もやるというように言われた、選挙が済んで多数をとられると今度はやらない。そういう極端に申しますれば欺瞞的なことをやられて、その反面警察予備隊を作るために数百億円の金を使う。これは必要でありましよう。國際情勢から考えましても、国内におきましてもいざから考えましても必要でありましよう。併し鎮圧の道具だけに金を使つておいて、失業防止、失業対策というものは言葉の上だけでなさつておつたのでは、これは私は國を憂ふ者のとる施策でないと思ふ。五反田の問題にいたしまして、これは私は殊に大臣にお考え願ひたい。第一はやはり日雇労働者の賃上げも少い、それからあぶれがある。そういう点から今日は、東京は御承知と思ひますが、二百四十円、一日働いて二百四十円程度、それで尚税金を取られる。税金を取らないようにしてくれという陳情が昨年の暮までありまして、税金を取られておりますが、こういう状態でもあぶれがある。でありますからあなたの言われますように一部煽動する者があつて、それに乗り易いような状態において、一方警察予備隊を作つて見たところで、これは爆薬を一方で製造しながら、その爆薬を抑える方法を考えないと同じことになる

と思ふのであります。今一つは安定所の職員が少いのです。これは、私は埼玉県の太田ですが、太田の安定所に行きまして、とにかく安定所の日雇労働関係になり手がなくというくらいで、震る間がないくらいにやらないで、前線にお人達であります。薄給で、而も長時間やつて、決して超過勤務手当を十分に貰つていない、而も身が危い、怪我をするというやうな、場合によれば片目を潰されるかも知れないというやうな状態において、やれやれと言つてもこれは無理なんです。こういう点がやはり前労働大臣当時から我々問題にしておりますけれども解決しておりません。少くともこの臨時国会中に私は解決すべきであると言ひますが、次の補正予算が行われる臨時国会並びに通常国会には、相当保利大臣の手腕に俟つところが多い。殊に今日からこの点をお願いいたして置きたいと思ひます。これを以て私の質問を終ります。

○堀木三君 大臣も御就任になつてから極く間もないことでありまして、余り細かいことには入りませんが、お考えの方角だけをお聴きしたい。私不思議に思ひますことは、今原委員からお話しになりました国家公務員の給與ベースの問題が、率直に申しますと、人事院總裁と大蔵大臣とがあたかも担当の大臣であつて、それに責任があるがごとく傾向が見えるのであります。国家公務員の給與問題といふものは、民間の給與その他とやはり均衡がありまして、労働大臣としては一定の考えを以ちまして、内閣全体としての所管大臣としての御意見、御指導があつて然るべきものじやないかと思ふのであります。そういう観点から見ますときに、何と申しますか、労働大臣の率直な御意見をお聴かせ願ひたいと思ひます。こういうふうな国家公務員の給與水準を人事院が昨年の暮に勧告いたしまして、最近又総選挙の前におきまして、内閣として新らしく国家公務員の給與についても考慮するといふお考えが進んで参りましたときに、若しも国家公務員の給與が民間の給與に比して少いとお考えになりますれば、一日も早くこれが実現の御努力をなさるべきである。こういうふうな考へるのであります。殊に国家全体の予算から見まして、千数百億に近ところの債務償還が本年度の予算では行われる。そして大蔵大臣は来年度からは債務償還を止める、止めるつもりである。こういうふうな言つておるのであります。何れも一遍に、二十五年度までは債務償還に多額の経費を盛つて、来年度から全部止めてしまふ。それは減税に当てるか、その他給與財源に当てるかというふうな考へ方ならば、若しも国家公務員の給與が現在他の産業の給與に比して低いと思ひになれば、そう断層的に物事を考へにならないうで、もう少し段階的に、実情に即して、そうしておやりになることがいとお考えになりませんか。どうでしょうか。私は金体から見まして、国家経済の全体のバランスから見まして、そういう点にきまして新労働大臣が如何なる方向にお考えになるか。こういうことをお伺ひたい、こう思ふのであります。これが第一点であります。

それから第二点としてお伺ひいたしますことは、私最近まで公共企業体の仲裁委員をいたしておりました。この点については私自身も仲裁委員の一人として責任があるわけでありまして、仲裁委員会制度、公共企業体労働関係法なるものができまして、そして公共企業体の労働者、労働関係を律するあつて、八千二百円の基準賃金といふものが出ておるわけでありまして、今あの八千二百円を現在の一般全国工業労働者の平均賃金八千四百五十円に比べますと、労働大臣としまして、統計上これは低いといふことは、實質的にお考えになり得るだらうと思ひます。そういうふうなことを考えますと、實質的に低い。そして國有鉄道の公共企業体の財政状態は、二十四年度と比較いたしますと、余程改善の跡が見えております。現に、これも國家の予算と同じやうな考へ方でございますが、ともかくも本年度におきましては百五十億から百十億の出で参りまして、この益金が資本的な支出に全部当てるに拘わらず、従事員諸君の給與、待遇は従来と同じであるといふやうな状態になつておりましたので、二十四年度の予算に比較いたしますと、損益勘定において赤字を出しております。そして資本的な支出は百五十億の見返資金だけでやつておつた。こういうふうな状況であります。著しく経理状態が改善の状態にある。で、支拂能力がないとは言ひ得ない状態でありまして、これらに対する問題につきましまして、新らしい観点から解決に御努力なさるうとする御意思がございまいしょう。

か、どうでございまいしょうか、この点について第二点としてお聴きしたい、こう思ふのであります。細かいことをこの際申上げないで、大體の傾向的なものについて、大臣としての御所見をお伺ひしたい、こう思つております。

○國務大臣(保利茂君) 国家公務員の給與ベースの問題に關しまして、これは今度のこの国会で總理大臣が施政方針を明らかにせられました。そこでも強調いたされておりましたように、国家公務員の給與ベースを改善するため、今日までいづゆる健全財政の練をあらゆる面に施しまして、財政的な余力が生じて来たのではない、自由党は元來給與ベースの改善を図るために、その國の基礎的な條件を整えた上で給與ベースの改善を図りたい、こういうことで進んで来ておつたのでございまして、これはまあ内輪を率直に申しますと、私は、或る程度の財政余力はそこに生じて来ておる、そうしてできれば速に給與ベースの改訂を図りたい、これは今日も總理大臣を始め内閣においても全くその通りに考へておるところでございまして、私も關係の一員といたしまして、できるだけ御趣意の練に沿ひまして、努力をいたすつもりであります。

第二点の國鉄裁定の問題につきましては、実はまだ恐らく堀木委員の御満足を得るやうな、私はお答えはでき得ないと思ひます。これは一つ他の機会に譲らせて頂きたいと思ひます。

○堀木三君 第二点は、この次まで御研究の上の事柄にいたしてよいのでございまして、第一点の問題につい

て、まあ率直に申し上げますと、今の新聞の伝うところによりましますと、秋頃臨時国会が開かれまして、その時にお出しになるか、遅くとも来年の一月からは行われるかというふうなことが言われておられるわけなんでありまして。私率直に申し上げますと、ここ一二ヶ月なり、或いは四五ヶ月の間に、今おつしやるような財政的な余裕の見通しというものが變り得るものではなくして、すでにもう見当がついておる筈だ、私はそう思うのでございます。何故ならば私自身が、ここで余計な予算の配分をいたしてもよいわけでありまして、そういうことは別にいたしまして、も、ついでにおる筈であつて、まあそれを選挙中にお話になつた以上は、もう今から大体の事柄をはつきりお立てになるべきではないか。又場合によればすでに現在においても、財源的に見ましても、どの程度はできるということ

を行ふのかと申し上げますことは、私は申上げる立場ではないように存じます。御覽察を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(保利茂君) 大体御趣旨のようにならぬかと存じておられますが、私任におきましても善処いたしたいと思ひておられます。

七月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第十條第三号中「船員保険の被保険者」の下に「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十條第一項の規定による被保険者を除く。」を加える。

がはつきりして参つておる筈だと思つて、もう少し率直にお話が出来ないか。或いは政策が実施の運びに至り得るやうに、果敢にここで以て御言明が願えないだろうか、こういうことを私御答弁として要求しておるわけでございます。

○國務大臣(保利茂君) 予算措置を講ずる必要が無論ございますわけ、これは主官の大蔵大臣が非常に心配しておられる点であると思つて、来年一月を待たず、できるだけ速かに予算措置を講じたいという氣持を持つて、又總理大臣もそのお氣持を持つてこれに対処しておられると存じます、どの程度の財政上の余裕があり、いつこれ

○委員(赤松常子君) 外に御質問は……
○委員(赤松常子君) 今日はこのくらいにしておきます。
○委員(赤松常子君) それでは別に質疑もございませうですから、本日はこれで散会いたします。

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第十條第三号中「船員保険の被保険者」の下に「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十條第一項の規定による被保険者を除く。」を加える。

が、本項の規定により変更されたときは、その変更された日数)について、各々一日を減じ、又は加えるものとする。
第三十八條の十一第三項中「支給した保険給付総額」を支給した保険給付総額の三分の二に相当する額に改める。
第三十八條の十三第三項中「同條第二項」を同條第三項に改める。
第三十八條の十五に次の一項を加える。

大蔵大臣は何と申しますか、予算の切盛りをして、余つたら労働者の賃金を上げるということになり易いところの大蔵大臣に御依存なさらないで、労働者の権利をお守りになさるゝところの主官で率直に公務員の給與の低いこと、その実施を、單純な予算措置の結果に待たないで、御解決になる御決意の程が願ひたい、こう思つて申上げておるのであります、無論事務的な予算の調整その他もございまいし、労働大臣として今申上げた見地から是非御解決を図つて頂きたいと思ひます、同時に現在の公務員の給與水準が低いとお考えになることを再確認をして頂ければ結構だと、こう思ふ

のであります。
○國務大臣(保利茂君) 大体御趣旨のようにならぬかと存じておられますが、私任におきましても善処いたしたいと思ひておられます。

七月十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第十條第三号中「船員保険の被保険者」の下に「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十條第一項の規定による被保険者を除く。」を加える。

前項の規定により離職の日を属する月の前二月を被保険者期間として計算することによつて第十五條第一項の規定に該当するに至つた者について、第十七條の二の賃金日額を算定する場合は、その二月の各月において納付された保険料の額を百分の二で除して得た額をそれぞれその各月に支拂われた賃金額とみなす。

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

昭和二十五年七月二十八日印刷

昭和二十五年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所